

愛知県畜産総合センターだより

(平成23年1月)

口蹄疫等のウイルス対策について

昨年宮崎県で発生し畜産業界に多大な被害をもたらした口蹄疫の恐ろしさを畜産関係者は、対岸の火事ではなく、身をもって感じた事と思います。

海の向こう韓国では昨年11月末に発生してからとどまる所を知らずといった状況が続き、さらに台湾でも12月に発生があるなど、海外旅行の手軽な対象として垣根の低い隣国での発生は、我々畜産関係者にとって大いに気がかかります。

こういう状況の中、愛知県畜産総合センター（以下「センター」）では、口蹄疫等特定家畜伝染病発生防止を目的にマニュアルを作成したので、概要についてお知らせします。

防疫体制は、発生のない平常時と他府県等での発生時により大きく3区分しています。

1 防疫体制（平常時）について

- 敷地をふれあいゾーン、畜舎ゾーン及びその他ゾーンと3つに区分。（図1ゾーン・エリア）
- 入場については、畜舎ゾーンへの立入を制限。
- 入場者は、管理棟受付窓口で入場許可を得ていただき、来場者記録簿に氏名、用件等を記載し、センターは記録簿を保存。
- 来場者は、原則自分で用意する専用の長靴、防疫服等を使用し適宜消毒をする事。
- 畜舎ゾーン入口で車両消毒の徹底（電動式噴霧器によりタイヤと車体下部の消毒）その後消毒槽を通過。（図2 消毒ポイント）
- センター入口（正門、東門）、畜舎エリア入口等適宜必要な場内か所へ消石灰散布による消毒の実施。
- 畜舎ゾーンへの入場については、入場を制限。職員、飼料運搬業者、家畜等運搬業者、集乳担当者、他所長が入場を認める者に限定。
- 牛舎入口にクツ用踏み込み消毒槽を常時設置。また、車両のタイヤ消毒用マットを常時設置。
- 他の農場、市場等に立ち入った際は、衣服を交換すると共に牛舎への立入を制限。

2 防疫体制（国内で口蹄疫等特定伝染病発生時）

- 畜舎ゾーンへの外来者の入場を原則禁止。
- 管理棟会議室等の使用を禁止。
- ふれあいゾーンの広場・グラウンドを利用禁止。

3 防疫体制（隣接県での発生時）

- センター正門、東門を常時閉鎖。
- ふれあいゾーン、畜舎ゾーンへの外来者の入場を原則禁止。

当所へはウイルスを入れないという強い気持ちで今後も防疫に努めていきます。酪農家の皆様には、いろいろな面でご不便をおかけしますが、何とぞご理解・ご協力をお願いします。

図1

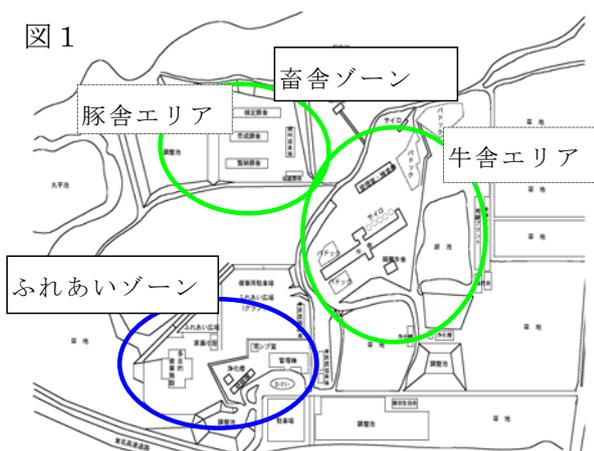


図2

